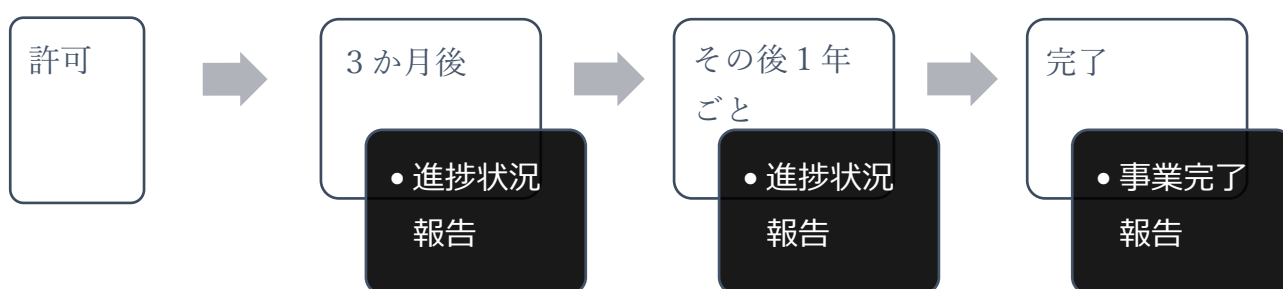


建売分譲住宅用地として農地法の許可を受けた事業者の皆様へ

建売分譲住宅用地を目的とする農地転用許可を受けたにもかかわらず、**事業計画を完了せず土地の造成のみを行って売却する**事案が近年発生しています。これは農地転用の許可条件違反となりますので、御注意ください。

1 工事の進捗状況及び事業完了報告は、忘れずに提出してください。



2 許可目的の達成が困難で計画変更を希望する場合は、あらかじめ、事業計画の変更申請及び新たな農地転用許可申請を行ってください。

※詳細な手続きは、農地法の規定に基づきます。

